

# 国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ 高額介護合算療養費の制度と 申請手続きについて

## 申請手続きについて

### 【高額介護合算療養費制度】

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同一世帯の加入者が、①「病院にかかったとき」、②「介護サービスを利用したとき」の1年間の自己負担額の合計が、表の基準額を超えた場合、役場窓口へ申請することで、③「高額介護合算療養費」として支給されます。



### ③高額介護合算療養費

①と②の自己負担額を合算し、下表の基準額を超えた分が支払われます。

- ※同一世帯であっても、加入している医療保険が違っていると合算できません。
- ※医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合、または支給決定額が500円以下の場合には支給されません。
- ※各種医療費助成制度を利用していている方は、医療機関窓口で支払う自己負担額が軽減されていますが、介護サービス費との合算となる場合があります。

### 【申請手続】

高額介護合算療養費（令和元年度分）が支給の対象となる方には、3月以降に申請案内を送付します。

ただし、次に該当する方には、申請案内ができない場合がありますので、国民健康保険係へご相談ください。

- ▼令和元年8月1日～令和2年7月31日の間で次の方
- ・被用者保険から国民健康保険へ移行された方
- ・被用者保険または国民健康保険から後期高齢者医療に移行された方

保険から後期高齢者医療制度に移行された方

他の市町村から転入した方

【国保制度に関する問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係

☎0137-62-2112

【後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先】

・北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

・住民生活課国民健康保険係

☎0137-62-2112

### ■国保被保険者70歳未満の方

区分	自己負担額の合計基準額
区分ア	212万円
区分イ	141万円
区分ウ	67万円
区分エ	60万円
区分オ	34万円



### ■後期高齢者医療・国保被保険者70歳以上の方

負担割合	区分	自己負担額の合計基準額
3割	現役並み所得者	(課税所得690万以上) 212万円
		(課税所得380万以上) 141万円
		(課税所得145万以上) 67万円
1割 (国保2割含む)	住民税非課税世帯	56万円
	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

## 3月の『ホッとサロン』を開きます

- 学校へ行きたくない、休みがち
- 他の子とうまくなじめない
- 進路のことが心配
- 家族の理解の悩み など
- ひとりでも悩まずお話しませんか？
- 初めての参加で不安な方はご連絡ください。

【日時】  
3月19日(金)  
午後1時30分～2時30分

【場所】子育て支援センター

【対象】保護者、学校関係者、支援者

【申込期限】  
3月18日(木)まで

【申込・問い合わせ先】  
子育て支援センター

☎0137-62-2573

※来館時、体調調査をお願いしています。

※ご利用の際には、検温をしてから来館し、マスク着用を忘れずお願いします。

※館内は消毒、換気を行っています。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となる可能性があります。

